

## 大規模小売店舗の社会的責任に関する取組みの推進について

### 1 概要

- 「コンパクトで個性豊かなまちづくりの推進に関する基本的な方針」（平成 19 年 3 月策定）に基づき、一定規模以上の大規模小売店舗の設置者に対して、「社会的責任に関する取組指針」の作成を求め、地域住民に公表する制度を平成 20 年度から導入する。
- 併せて、他県の最近の取組状況も踏まえ、大規模小売店舗（店舗面積 1000 m<sup>2</sup>を超える店舗）に対しても、一定の社会的責任を求めていく。

### 2 具体的な対応方針

	特定大規模小売店舗		大規模小売店舗	
	新設店舗	既存店舗	新設店舗	既存店舗
対象施設	床面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超える大規模小売店舗 <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の建物が駐車場を共用するなど一体的な利用に供される場合は一群の施設</li> <li>床面積には、小売店舗以外の飲食店、遊技場等の面積を含む</li> <li>小売店舗部分の店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>		店舗面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える小売店舗 <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模小売店舗立地法に基づき届出が必要となる店舗</li> <li>特定大規模小売店舗を除く</li> </ul>	
届出提出者	施設の設置者 <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として建物所有者。営業事業者と異なる場合は、営業事業者の取組方針を確認のうえ提出</li> <li>一群の施設で建物所有者が複数の場合は、すべての建物所有者が提出。ただし、連名で提出することも可</li> </ul>		施設の設置者 <ul style="list-style-type: none"> <li>大店立地法の届出提出者と同じ。</li> <li>一群として併設されている小売業以外の建物設置者については提出する必要はないが、届出者が小売部分以外の取組みも含めて提出することが望ましい。</li> </ul>	届出は不要 ※自主的な取組みを要請
提出資料 (届出事項)	別様式により提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域貢献活動および退店時の対応に関する取組みについて、実施内容等を記載</li> <li>大店立地法の届出書と別に提出</li> </ul>		大店立地法の届出書の添付資料の記載事項に「社会的責任に関する取組み」を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別な様式を設定せず、想定される取組事例を参考に、実施するものについて記載</li> </ul>	
手続き	①県に取組指針を提出 [開店の 8 か月前までに] ↓ ②地域住民への説明会の開催 [届出から 2 か月以内に] ↓ ③住民意見等を踏まえた届出内容の変更 [開店までに変更があれば提出。変更があれば公表] ↓ ④取組指針に基づく具体的な活動の実施 ↓ ⑤実施状況の報告（開業初年度）  ※県HPで公表 ※取組みを自主的に公表	①現在取り組んでいる活動等を取組指針として取りまとめ県に提出 [20 年 7 月 31 日までに] ↓ ②現在取り組んでいる活動の継続、新たな活動の実施  ※県HPで公表 ※取組みを自主的に公表	①「社会的責任に関する取組み」を記入した届出書を提出 [開店の 8 か月前までに] ↓ ②地域住民への説明会の開催 [届出から 2 か月以内に] ↓ ③具体的な活動の実施  ※届出書を公告・縦覧 ※取組みを自主的に公表	
施行日	取扱要領公布日から 3 か月後に施行 (平成 20 年 7 月 1 日から)	取扱要領施行日から 1 か月以内に提出 (平成 20 年 7 月 31 日までに)	取扱要領公布日から 3 か月後に施行 (平成 20 年 7 月 1 日から)	